

第 4 9 6 回

平成 3 0 年 3 月

富士見町議会定例会議案

富 士 見 町

平成30年3月 富士見町議会定例会 議案提出

- 議案第 1 号 富士見町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 議案第 2 号 富士見町税条例の一部を改正する条例
- 議案第 3 号 富士見町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第 4 号 富士見町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 5 号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 6 号 富士見町企業立地の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 7 号 富士見町商業振興条例の一部を改正する条例
- 議案第 8 号 富士見町工業振興条例の一部を改正する条例
- 議案第 9 号 富士見町体育施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 富士見町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 長野県町村公平委員会共同設置規約の変更について
- 議案第12号 町道の路線の一部廃止について
- 議案第13号 平成29年度 富士見町一般会計補正予算（第8号）
- 議案第14号 平成29年度 富士見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第15号 平成29年度 富士見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第16号 平成29年度 富士見町観光施設貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第17号 平成29年度 富士見町富士見財産区特別会計補正予算（第1号）

- 議案第18号 平成29年度 富士見町水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第19号 平成29年度 富士見町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第20号 平成30年度 富士見町一般会計予算
- 議案第21号 平成30年度 富士見町国民健康保険特別会計予算
- 議案第22号 平成30年度 富士見町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第23号 平成30年度 富士見町観光施設貸付事業特別会計予算
- 議案第24号 平成30年度 富士見町富士見財産区特別会計予算
- 議案第25号 平成30年度 富士見町水道事業会計予算
- 議案第26号 平成30年度 富士見町下水道事業会計予算

上記のとおり提出します。

平成30年3月1日 提 出

富士見町長 名 取 重 治

富士見町議会議長 五 味 平 一 殿

議案第 1 号

富士見町個人情報保護条例の一部を改正する条例

富士見町個人情報保護条例（平成 12 年富士見町条例第 7 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 30 年 3 月 1 日 提 出

富士見町長 名 取 重 治

富士見町個人情報保護条例の一部を改正する条例

富士見町個人情報保護条例(平成12年富士見町条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」を「次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ただし書を次のように改める。

ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報に含まれる当該個人に関する情報及び法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。

第2条第2号ア及びイを次のように改める。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。)を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条第8号中「、(マイクロフィルムを含む」を「(マイクロフィルムを含む」に改め、「(電子的方式、電磁的方式その他人の知覚によつて認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ)」を削り、同号を同条第9号とし、同条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、同条第5号中「番号法第23条第1項及び第2項」の次に「(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。第23条の2において同じ。)」を加え、同号を同条第6号とし、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪によ

り害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が定める記述等が含まれる個人情報という。

第6条第2項中「次に掲げる事項に関する情報」を「要配慮個人情報(本人の信条、社会的身分、犯罪の経歴及び犯罪により害を被った事実が含まれる個人情報に限る。)」に改め、同項各号を削る。

第7条第1項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

第7条の3第1項中第10号を第11号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

第7条の3第2項第10号中「第2条第3号イ」を「第2条第4号イ」に改める。

第7条の4第1項中「第6号」を「第7号」に、「第8号」を「第9号」に、「第9号」を「第10号」に改め、同条第3項中「第6号」を「第7号」に改める。

第23条の2中「又は」を「若しくは」に改め、「情報提供者」の次に「又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」を加える。

第34条中「第2条第1項第4号」を「第2条第4号ア」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正後の富士見町個人情報保護条例(以下「改正後条例」という。)第2条第1号に規定する実施機関が保有している個人情報であって、改正後条例第2条第3号に規定する要配慮個人情報を含むものについての改正後条例第7条第1項の規定の適用については、同項中「開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「現に行っているときは、富士見町個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成30年富士見町条例 号)の施行後遅滞なく」とする。
- 3 この条例の施行の際現に改正後条例第2条第1号に規定する実施機関が保有している改正後条例第2条第7号に規定する特定個人情報ファイルであって、改正後条例第7条の3第1項第5号に規定する記録情報に改正後条例第2条第3号に規定する要配慮個人情報

を含むものについての改正後条例第7条の3第1項の規定の適用については、同項中「保有しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「保有しているときは、富士見町個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成30年富士見町条例 号）の施行後遅滞なく」とする。

議案第 2 号

富士見町税条例の一部を改正する条例

富士見町税条例（昭和 30 年富士見町条例第 42 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 30 年 3 月 1 日 提 出

富士見町長 名 取 重 治

富士見町税条例の一部を改正する条例

富士見町税条例(昭和30年富士見町条例42号)の一部を次のように改正する。

第51条第1項中「、収益事業を行う法人を除き」を削り、同項第4号中「公益社団法人及び公益財団法人」の次に「又はこれに準ずるもの」を加え、同項中第5号を削り、第6号を第5号とする。

第142条に次の2号を加える。

(4) 学校教育法第1条に規定する学校及びこれらに類する学校の生徒で教員の引率による修学旅行及び合宿訓練において入湯する者

(5) 入湯しようとする者が支払うべき料金が1,000円(消費税額及び地方消費税額に相当する額を除く。)以下である施設において宿泊を伴わないで入湯する者

第143条中「入湯客1人1日について、150円とする」を「次の各号に掲げる区分に応じ、入湯客1人1日(第1号の場合にあっては、1泊をもって1日とする。)につき、当該各号に掲げる額とする」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 宿泊を伴う入湯 150円

(2) 宿泊を伴わない入湯 50円

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第3号

富士見町国民健康保険条例の一部を改正する条例

富士見町国民健康保険条例（昭和34年富士見町条例第4号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成30年3月1日 提 出

富士見町長 名 取 重 治

富士見町国民健康保険条例の一部を改正する条例

富士見町国民健康保険条例（昭和34年富士見町条例第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「行う国民健康保険」の次に「の事務」を加え、「国民健康保険運営協議会」を「町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

「第1章 この町が行う国民健康保険」を「第1章 この町が行う国民健康保険の事務」に改める。

第1条の見出し中「行う国民健康保険」の次に「の事務」を加え、同条中「行う国民健康保険」の次に「の事務」を加え、「定が」を「定めが」に改める。

「第2章 国民健康保険運営協議会」を「第2章 町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第2条の見出し及び同条中「国民健康保険運営協議会」を「町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第11条の2中「被保険者である世帯主及びその」を「世帯主の」に、「第29条の7第1項」を「第29条の7第1項第1号」に、「同項に規定する後期高齢者支援金等賦課額」を「国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額」に、「同項に規定する介護納付金賦課被保険者」を「国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者」に、「同項に規定する介護納付金賦課額」を「国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額」に改める。

第11条の3各号を次のように改める。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ 療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額

ロ 国民健康保険事業費納付金(法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(長野県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限
り、長野県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」とい
う。))及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

ハ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

ニ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

ホ 保健事業に要する費用の額

ヘ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに長野県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(長野県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。))及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ 法第74条の規定による補助金の額

ロ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(長野県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このロにおいて同じ。)に係るものを除く。))及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ハ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金(二において「国民健康

保険給付費等交付金」という。) (退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)の額

- ニ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)を除く。)の額

第15条の6中「54万円」を「58万円」に改める。

第15条の6の2各号を次のように改める。

- (1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(長野県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であって、長野県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。)

- (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

- イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

- ロ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

第15条の7各号を次のように改める。

- (1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(長野県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)

- (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

- イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

- ロ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要

する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

第19条第1項中「54万円」を「58万円」に改め、同項第2号中「27万円」を「27万5千円」に改め、同項第3号中「49万円」を「50万円」に改め、同条第3項及び第4項中「54万円」を「58万円」に改める。

第24条の3第2項中「届出は」を「届出に当たり」に、「を提示して行わなければ」を「の提示を求められた場合においては、これを提示しなければ」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の第6章の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第4号

富士見町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

富士見町後期高齢者医療に関する条例（平成20年富士見町条例第1号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成30年3月1日 提 出

富士見町長 名 取 重 治

富士見町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

富士見町後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年富士見町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 2 号中「法第 55 条第 1 項」の次に「(法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第 3 号中「法第 55 条第 2 項第 1 号」の次に「(法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第 4 号中「法第 55 条第 2 項第 2 号」の次に「(法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)」を加え、同項に次の 1 号を加える。

- (5) 法第 55 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 116 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定の適用を受け、これらの規定により富士見町に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

附則第 2 条から第 3 条までを削り、附則第 4 条を附則第 2 条とし、附則第 5 条を附則第 3 条とし、附則第 6 条を附則第 4 条とする。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議案第5号

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律
第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条
第1項の規定に基づく準則を定める条例（平成21年富士見町条例第12号）の一部を次のとお
り改正するものとする。

平成30年3月1日 提 出

富士見町長 名 取 重 治

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律
第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例（平成21年富士見町条例第12号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項に基づく準則を定める条例

第1条中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成19年法律第40号)第10条第1項」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成29年法律第47号）第9条第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第6号

富士見町企業立地の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を
改正する条例

富士見町企業立地の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する条例(平成28年富士
見町条例第15号)の一部を次のとおり改正するものとする。

平成30年3月1日 提 出

富士見町長 名 取 重 治

富士見町企業立地の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

富士見町企業立地の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する条例（平成 28 年富士見町条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

富士見町地域経済牽引事業の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する条例第 1 条中「企業立地」を「地域経済牽引事業」に改める。

第 2 条第 2 号を次のように改める。

- (2) 促進区域 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 29 年法律第 47 号。以下「地域未来投資促進法」という。）第 4 条第 2 項に規定する促進区域をいう。

第 2 条に次に 1 号を加える。

- (3) 地域経済牽引事業計画 地域未来投資促進法第 13 条第 1 項に規定する地域経済牽引事業計画をいう。

第 4 条を次のように改める。

(促進区域における課税免除)

第 4 条 促進区域内において、地域未来投資促進法第 13 条第 4 号の規定により長野県知事から地域経済牽引事業計画の承認を受けているもので、かつ、同条例第 24 条の規定に基づき、承認地域経済牽引事業の地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に係る確認を受けたものについて、当該施設の用に供する家屋若しくは構造物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税は、当該固定資産税が課せられることとなった年度から 3 年度分に限り課税を免除するものとする。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議案第7号

富士見町商業振興条例の一部を改正する条例

富士見町商業振興条例（平成12年富士見町条例第32号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成30年3月1日 提 出

富士見町長 名 取 重 治

富士見町商業振興条例の一部を改正する条例

富士見町商業振興条例（平成 12 年富士見町条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の見出しを「(指定の基準及び補助金等)」に改め、同条中「対象事業」を「指定」に、「商業者、商業団体及び建設業者」を「事業の指定をした者」に改める。

第 5 条表を下記のように改める。

対象事業	指定基準	補助率及び限度額
高度化事業 (第3条第1号)	独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令(平成16年政令第182号)第3条第1項及び第2項に規定する事業により商業団体が設置する施設で、投下固定資産総額2,000万円以上であるもの	5/100以内 限度額200万円 常時従事するものが2名に満たない場合の補助率及び限度額は上記の1/2とする
商店等近代化事業 (第3条第2号)	商業者又は商業団体が店舗等の近代化のため新設、増築及び改修する施設で、投下固定資産総額が200万円以上であるもの	5/100以内 限度額200万円 常時従事するものが2名に満たない場合の補助率及び限度額は上記の1/2とする
空き店舗等活用事業 (第3条第3号)	商業者又は商業団体が空き店舗を新たな店舗やコミュニティ施設として利活用するため改修する施設で、投下固定資産総額が50万円以上、かつ、200万円以下であるもの	10/100以内 限度額20万円
	商業者又は商業団体が空き店舗を新たな店舗やコミュニティ施設として利活用するため賃借する施設の家賃	10/100以内 限度額年20万円以内とし、2年を限度とする
商店街等賑わい創出事業 (第3条第4号)	商業団体が商店街等の賑わいを創出するため共同して開催するイベント及び投下固定資産総額が50万円以上で設置する施設の費用の一部で町長が必要と認めるもの	30/100以内 限度額30万円

商店街環境整備事業 (第3条第5号)	商業団体が商店街に共同して設置する施設の費用の一部で町長が必要と認めるもの	30/100以内 限度額30万円
総合工事業 (第3条第6号)	日本標準産業分類に定める一般土木建築工事業から建築リフォーム工事業までとし、常時建設工事の請負契約を締結する事務所あるいは建設工事の現場を管理する事業所施設の新設・改善・増設に伴う投下固定資産総額200万円以上であるもの	5/100以内 限度額100万円 常時従事するものが2名に満たない場合の補助率及び限度額は上記の1/2とする
職別工事業 (第3条第7号)	日本標準産業分類に定める大工工事業から塗装工事業までとし、独自で開発した製品以外の既製品・木材を購入し、又は加工した製品を他社へ卸売をせず、個人との請負契約により工事を行う事業所施設の新設・改善・増設に伴う投下固定資産総額200万円以上であるもの	5/100以内 限度額100万円 常時従事するものが2名に満たない場合の補助率及び限度額は上記の1/2とする
設備工事業 (第3条第8号)	日本標準産業分類に定める設備工事業とし、主として電気工作物、空気調和設備、給排水・衛生設備、昇降設備を自己又は下請として設備の一部を構成する事業所施設の新設・改善・増設に伴う投下固定資産総額200万円以上であるもの	5/100以内 限度額100万円 常時従事するものが2名に満たない場合の補助率及び限度額は上記の1/2とする

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第8号

富士見町工業振興条例の一部を改正する条例

富士見町工業振興条例（平成元年富士見町条例第33号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成30年3月1日 提 出

富士見町長 名 取 重 治

富士見町工業振興条例の一部を改正する条例

富士見町工業振興条例（平成元年富士見町条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 5 条の表を次のように改める。

対象事業	指定基準	補助率及び限度額
町外工業者の施設新設事業 (第3条第1号)	投下固定資産総額2,000万円以上で、かつ、常時使用する従業員が10人以上であるもの。ただし、町内居住者を5人以上とすること	投下固定資産総額の5/100以内で1,000万円を限度とする。 ただし、新規常用雇用がない場合の補助率及び限度額は上記の1/2とする。
町内工業者の施設移転新設事業 (第3条第2号)	投下固定資産総額500万円以上で、かつ、常時使用する従業員が2人以上であるもの。ただし、町内居住者を1名以上とすること	投下固定資産総額の5/100以内で1,000万円を限度とする。 ただし、新規常用雇用がない場合の補助率及び限度額は上記の1/2とする。
町内施設増設事業 (第3条第3号)	投下固定資産総額500万円以上で、かつ、常時使用する従業員が2人以上であるもの。ただし、町内居住者を1名以上とすること	投下固定資産総額の5/100以内で1,000万円を限度とする。 ただし、新規常用雇用がない場合の補助率及び限度額は上記の1/2とする。
町内施設改善事業 (第3条第4号)	投下固定資産総額500万円以上で、かつ、常時使用する従業員が2人以上であるもの。ただし、町内居住者を1名以上とすること	投下固定資産総額の5/100以内で1,000万円を限度とする。 ただし、新規常用雇用がない場合の補助率及び限度額は上記の1/2とする。
生産設備投資促進事業 (第3条第5号)	投下固定資産総額100万円以上であるもの	投下固定資産総額の5/100以内で年間200万円を限度とする。
公害等防止施設事業 (第3条第6号)	投下固定資産総額100万円以上のもの	投下固定資産総額の10/100以内で800万円を限度とする。
工場等の用地取得事業	町工業振興上適当と認められるもので、	取得価格の30/100以内で500万円を限

(富士見高原産業団地を除く。) (第3条第7号)	取得する土地の面積が600m ² 以上であること、かつ、取得から2年以内に当該用地において操業を開始するもの	度とし、用地の取得から当該工場等を2年以内に建設し操業したときに交付する。 ただし、新規常用雇用がない場合の補助率及び限度額は上記の1/2とする。
富士見高原産業団地の用地取得事業 (第3条第8号)	町工業振興上適当と認められるもの	取得価格の20/100以内で1企業1億円を限度とし、3年間に分割して交付する。
人材育成・職業訓練等事業 (第3条第9号)	町工業振興上適当と認められるもの	授業料の1/2以内を就学年ごとに交付する。

第5条第2項中「又は償却資産のみの場合」を削る。

第6条中「企業立地」を「地域経済牽引事業」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第9号

富士見町体育施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

富士見町体育施設等の設置及び管理に関する条例（平成8年富士見町条例第5号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成30年3月1日 提 出

富士見町長 名 取 重 治

富士見町体育施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

富士見町体育施設等の設置及び管理に関する条例（平成 8 年富士見町条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表中富士見町 B & G 海洋センタープールの項及び富士見町 B & G 海洋センター艇庫の項を削る。

別表の 4 を削り、別表の 5 を別表の 4 とし、別表の 6 を別表の 5 とする。

附 則

この条例は、平成 30 年 3 月 31 日から施行する。

議案第10号

富士見町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

富士見町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年富士見町条例第4号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成30年3月1日 提 出

富士見町長 名 取 重 治

富士見町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

富士見町消防団員等公務災害補償条例(昭和41年富士見町条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条中「同法第36条」を「これらの規定を同法第36条第8項」に、「及び第36条」を「及び第36条第8項」に改める。

第5条第3項中「、第1号に該当する扶養親族については333円」を「、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円」に、「1人につき267円(非常勤消防団員等に第1号に該当する者が不在の場合には、そのうち1人については333円)を、第3号から第6号までのいずれか該当する扶養親族については、1人につき217円(非常勤消防団員等に第1号に該当する者及び第2号に該当する扶養親族がない場合には、そのうち1人については300円)」を「1人につき333円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の富士見町消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた富士見町消防団員等公務災害補償条例同条第 1 項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第 4 条第 3 号に規定する傷病補償年金、同条第 4 号イに規定する障害補償年金及び同条第 6 号イに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第 11 号

長野県町村公平委員会共同設置規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 7 第 2 項の規定により、平成 30 年 4 月 1 日から白馬山麓環境施設組合が名称を白馬山麓事務組合に変更することに伴い、長野県町村公平委員会共同設置規約の一部を別紙のとおり変更するため、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

平成 30 年 3 月 1 日 提 出

富士見町長 名 取 重 治

(別紙)

長野県町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約（案）

長野県町村公平委員会共同設置規約（平成 17 年 4 月 1 日制定）の一部を次のように改正する。

別表中「白馬山麓環境施設組合」を「白馬山麓事務組合」に改める。

附 則

この規約は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議案第12号

町道の路線の一部廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、別紙のとおり町道の路線を一部廃止する。

平成30年3月1日 提 出

富士見町長 名 取 重 治

別 紙

1. 道路法第 10 条第 3 項の規定により一部廃止する路線

番 号	路 線 名	旧	起 終 点 地 番		重要な経過地
		新	起 点	終 点	
1	3630 号線	旧	落合 9984-385	落合 9984-392	
		新	落合 9984-385	落合 9984-392	
2	7792 号線	旧	富士見 4654-313	落合 10777-1	
		新	富士見 4654-313	落合 10777-1	
3	7908 号線	旧	落合 9984-1206	落合 9984-1062	
		新	落合 9984-1206	落合 9984-1062	

議案第13号

平成29年度 富士見町一般会計補正予算（第8号）

平成29年度 富士見町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 96,541 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 7,366,470 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表 繰越明許費」による。

（地方債補正）

第3条 地方債の追加は「第3表 地方債補正」による。

平成30年 3月 1日 提出 富士見町長 名 取 重 治

平成30年 月 日 議決 富士見町議会議長 五 味 平 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
12 分担金及び負担金	1 分担金
15 県支出金	1 県負担金
	2 県補助金
	3 委託金
17 寄附金	1 寄附金
19 繰越金	1 繰越金
20 諸収入	5 雑入
21 町債	1 町債
歳入合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
125,290	5,875	131,165
21,716	5,875	27,591
427,979	11,960	439,939
166,309	205	166,514
221,592	11,590	233,182
40,078	165	40,243
100,746	40,000	140,746
100,746	40,000	140,746
320,972	15,063	336,035
320,972	15,063	336,035
381,458	43	381,501
86,740	43	86,783
293,000	23,600	316,600
293,000	23,600	316,600
7,269,929	96,541	7,366,470

歳 出

款	項
2 総務費	1 総務管理費 3 戸籍住民基本台帳費 4 選挙費
3 民生費	1 社会福祉費 2 児童福祉費
4 衛生費	2 清掃費
5 労働費	1 労働諸費
6 農林水産業費	1 農業費
8 土木費	4 都市計画費
9 消防費	1 消防費
10 教育費	1 教育総務費 2 小学校費 3 中学校費 4 社会教育費
13 諸支出金	1 基金費
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1,082,844	14,343	1,097,187
805,378	19,845	825,223
52,080	216	52,296
28,374	△5,718	22,656
1,997,941	4,996	2,002,937
1,299,238	1,789	1,301,027
698,703	3,207	701,910
547,664	△14,967	532,697
259,500	△14,967	244,533
10,506	30	10,536
10,506	30	10,536
488,403	18,514	506,917
457,459	18,514	475,973
939,219	200	939,419
578,806	200	579,006
281,168	44	281,212
281,168	44	281,212
733,143	33,381	766,524
195,493	32,158	227,651
160,488	1,019	161,507
100,038	0	100,038
231,932	204	232,136
3,874	40,000	43,874
3,874	40,000	43,874
7,269,929	96,541	7,366,470

第 2 表 繰 越 明 許 費

款	項	事 業 名	金 額
6. 農林水産業費	1. 農 業 費	農業競争力強化基盤整備事業	千円 8,225
10. 教 育 費	1. 教育総務費	大規模改造事業	千円 32,158

第 3 表 地 方 債 補 正

1 追 加

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
1 公共事業等 (農業競争力強化基盤整備事業 ・補正予算分)	千円 2,300	証書借入 又 は 証券発行	6.0 %以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる 資金について、利率見直しを行った 後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件 により、銀行その他の場合にはその債 権者と協定するものによる。ただし、町 の財政の都合により据置期間及び償 還期限を短縮し、又は繰上償還もしく は低利に借換えることが出来る。
2 学校教育施設等整備事業 (大規模改造事業・補正予算分)	21,300			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
12 分担金及び負担金	125,290	5,875	131,165
15 県支出金	427,979	11,960	439,939
17 寄附金	100,746	40,000	140,746
19 繰越金	320,972	15,063	336,035
20 諸収入	381,458	43	381,501
21 町債	293,000	23,600	316,600
歳入合計	7,269,929	96,541	7,366,470

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	1,082,844	14,343	1,097,187
3 民生費	1,997,941	4,996	2,002,937
4 衛生費	547,664	△14,967	532,697
5 労働費	10,506	30	10,536
6 農林水産業費	488,403	18,514	506,917
8 土木費	939,219	200	939,419
9 消防費	281,168	44	281,212
10 教育費	733,143	33,381	766,524
13 諸支出金	3,874	40,000	43,874
歳 出 合 計	7,269,929	96,541	7,366,470

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
			14,343
970			4,026
			△14,967
			30
	2,300	5,875	10,339
			200
		43	1
10,990	21,300		1,091
		40,000	0
11,960	23,600	45,918	15,063

2 歳 入

(款) 12 分担金及び負担金

(項) 1 分担金

(目) 1 農林水産業費分担金

款 項 目	補正前の額	補正額	計
12 分担金及び負担金	125,290	5,875	131,165
1 分担金	21,716	5,875	27,591
1 農林水産業費分担金	17,917	5,875	23,792
15 県支出金	427,979	11,960	439,939
1 県負担金	166,309	205	166,514
1 民生費県負担金	163,092	205	163,297
2 県補助金	221,592	11,590	233,182
1 民生費県補助金	43,443	765	44,208
5 教育費県補助金	218	10,825	11,043
3 委託金	40,078	165	40,243
4 教育費県委託金	0	165	165
17 寄附金	100,746	40,000	140,746
1 寄附金	100,746	40,000	140,746
7 ふるさと寄附金	100,000	40,000	140,000
19 繰越金	320,972	15,063	336,035
1 繰越金	320,972	15,063	336,035
1 繰越金	320,972	15,063	336,035
20 諸収入	381,458	43	381,501
5 雑入	86,740	43	86,783
1 雑入	86,740	43	86,783
21 町債	293,000	23,600	316,600
1 町債	293,000	23,600	316,600
3 農林水産業債	0	2,300	2,300
4 教育債	0	21,300	21,300
歳 入 合 計	7,269,929	96,541	7,366,470

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
1	農業費分担金	5,875	農業競争力強化基盤整備事業分担金	5,875
5	保険基盤安定負担金	205	後期高齢者医療保険基盤安定負担金	205
2	児童福祉費補助金	765	認可外保育施設児童処遇向上事業補助金	765
1	教育総務費補助金	10,825	大規模改造事業交付金	10,825
2	小学校費委託金	165	人権教育研究推進事業	165
1	ふるさと寄附金	40,000	ふるさと寄附金	40,000
1	繰越金	15,063	前年度繰越金	15,063
4	消防団員等公務災害補償金	43	消防団員等公務災害補償金	43
3	公共事業等債	2,300	公共事業等債（農業競争力強化基盤整備・県営事業負担金分）	2,300
4	学校教育施設等整備事業債	21,300	学校教育施設等整備事業債（大規模改造事業）	21,300

(款) 分担金及び負担金 (項) 分担金～ (款) 町債 (項) 町債

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
11 需用費	16,000	03一般経費 19,845
		11需用費 16,000
		①消耗品費 16,000
		・ふるさとみらい寄附金お礼 16,000
14 使用料及び賃借料	3,845	14使用料及び賃借料 3,845
		①使用料等 3,845
		・公金支払いシステム使用料 3,845
11 需用費	216	05情報センタ事務費 216
		11需用費 216
		①消耗品費 216
		・事務用 216
1 報酬	△672	05富士見町長選挙費 △5,718
		01報酬 △672
		②委員報酬等 △672
		・投票管理者 △189
		・投票立会人 △332
		・選挙立会人 △17
		・不在者投票立会人 △13
		・期日前投票管理者 △45
		・期日前投票立会人 △76
3 職員手当等	△2,438	03職員手当等 △2,438
		⑤時間外勤務手当 △200
		・⑤時間外勤務手当 △200
7 賃金	△302	⑬選挙手当 △2,238
		・⑬選挙手当 △2,238
9 旅費	△15	07賃金 △302
		①臨時職員 △224
		・臨時職員 △224
11 需用費	△996	③賃金 △78
		・啓発 △55
		・公報・入場券配布 △23
12 役務費	△1,117	09旅費 △15
		③費用弁償 △15
		・③費用弁償 △15
13 委託料	△5	11需用費 △996
		①消耗品費 △340
		・①消耗品費 △340
14 使用料及び賃借料	△130	⑦食糧費 △416
18 備品購入費	△43	

(款) 総務費 (項) 総務管理費～ (款) 総務費 (項) 選挙費

(款) 2 総務費
 (項) 4 選挙費
 (目) 11 富士見町長選挙費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 4 11							
3 民生費	1,997,941	4,996	2,002,937	970			4,026
1 社会福祉費	1,299,238	1,789	1,301,027	205			1,584
1 社会福祉総務費	643,938	1,515	645,453				1,515 36
							1,479
12 後期高齢者医療広域連合関連費	224,674	274	224,948	205			69
				205			69
				(県)後期高齢者医療保険 基盤安定負担金			205
2 児童福祉費	698,703	3,207	701,910	765			2,442
1 児童福祉総務費	337,407	2,393	339,800	765			1,628

(単位：千円)

節		説明	金額
区分	金額		
		・⑦食糧費	△416
		⑧印刷製本費	△210
		・⑧印刷製本費	△210
		⑩修繕料（施設）	△30
		・⑩修繕料（施設）	△30
		12役務費	△1,117
		①通信運搬費	△841
		・①通信運搬費	△841
		③手数料	△253
		・③手数料	△253
		⑪点検料	△23
		・⑪点検料	△23
		13委託料	△5
		①委託料	△5
		・情報センタ委託料	△4
		・ポスター掲示場設置・管理・撤去	△1
		14使用料及び賃借料	△130
		①使用料等	△130
		・投票所使用料	△33
		・公営個人演説会場使用料	△75
		・車借上料	△8
		・電話使用料	△14
		18備品購入費	△43
		②一般備品	△43
		・②一般備品	△43
23 償還金、利子及び割引料	1,515	50福祉医療費給付事業	36
		23償還金、利子及び割引料	36
		①償還金、利子及び割引料	36
		・過年度国庫負担金返還金	36
		55自立支援給付事業	1,479
		23償還金、利子及び割引料	1,479
		①償還金、利子及び割引料	1,479
		・過年度国庫負担金等返還金	1,479
28 繰出金	274	10後期高齢者医療特別会計繰出金	274
		28繰出金	274
		①繰出金	274
		・後期高齢者医療特別繰出金	274

(款) 総務費 (項) 選挙費～(款) 民生費 (項) 児童福祉費

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
19 負担金補助及び交付金	1,531	20認可外保育施設児童処遇向上事業 1,531 19負担金補助及び交付金 1,531 ②補助金 1,531 ・認可外保育施設 1,531
23 償還金、利子及び割引料	862	45児童クラブ事業 862 23償還金、利子及び割引料 862 ①償還金、利子及び割引料 862 ・国庫補助金返還金 862
19 負担金補助及び交付金	814	03一般経費 814 19負担金補助及び交付金 814 ①負担金 814 ・すずらん保育園負担金 814
19 負担金補助及び交付金	△14,967	15南諏衛生施設組合負担金 △14,967 19負担金補助及び交付金 △14,967 ①負担金 △14,967 ・南諏衛生施設組合 △14,967
19 負担金補助及び交付金	30	05勤労者支援事業 30 19負担金補助及び交付金 30 ②補助金 30 ・勤労者住宅新築資金利子補給金 30
19 負担金補助及び交付金	897	10農地流動化促進事業 897 19負担金補助及び交付金 897 ②補助金 897 ・農地流動化促進事業 897
19 負担金補助及び交付金	17,617	35農業経営基盤強化促進対策事業 9,392 19負担金補助及び交付金 9,392 ②補助金 9,392 ・JAがんばる農家応援事業 9,392

(款) 民生費 (項) 児童福祉費～ (款) 農林水産業費 (項) 農業費

(款) 6 農林水産業費
(項) 1 農業費
(目) 3 農業振興費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 1 3					2,300	5,875	50
				(分)農業競争力強化基盤整備事業分担金		5,875	
				(町)公共事業等債(農業競争力強化基盤整備・県営事業負担金分)		2,300	
8 土木費	939,219	200	939,419				200
4 都市計画費	578,806	200	579,006				200
4 都市計画道路事業費	32,050	200	32,250				200
							200
9 消防費	281,168	44	281,212			43	1
1 消防費	281,168	44	281,212			43	1
2 非常備消防費	59,653	44	59,697			43	1
						43	1
				(諸)消防団員等公務災害補償金		43	
10 教育費	733,143	33,381	766,524	10,990	21,300		1,091
1 教育総務費	195,493	32,158	227,651	10,825	21,300		33
2 事務局費	87,634	32,158	119,792	10,825	21,300		33
				10,825	21,300		33
				(県)大規模改造事業交付金		10,825	
				(町)学校教育施設等整備事業債(大規模改造事業)		21,300	
2 小学校費	160,488	1,019	161,507	165			854
1 学校管理費	147,608	1,019	148,627	165			854
							357
				165			435
				(県)人権教育研究推進事業		165	

(単位：千円)

節		説明	金額
区分	金額		
		57農業競争力強化基盤整備事業	8,225
		19負担金補助及び交付金	8,225
		①負担金	8,225
		・ 県営事業	8,225
19 負担金補助及び交付金	200	05都市計画道路整備事業	200
		19負担金補助及び交付金	200
		①負担金	200
		・ 役場通り線	200
5 災害補償費	44	05消防団員人件費	44
		05災害補償費	44
		①災害補償費	44
		・ 災害補償費	44
13 委託料	1,923	06大規模改造事業	32,158
		13委託料	1,923
		①委託料	1,923
		・ 学校施設設計監理	1,923
15 工事請負費	30,235	15工事請負費	30,235
		①工事請負費	30,235
		・ 学校施設改修工事	30,235
11 需用費	228	10富士見小学校費	357
		18備品購入費	357
		②一般備品	357
18 備品購入費	791	・ ②一般備品	357
		15本郷小学校費	600
		11需用費	228
		①消耗品費	70

(款) 農林水産業費 (項) 農業費～ (款) 教育費 (項) 小学校費

(款) 10 教育費
 (項) 2 小学校費
 (目) 1 学校管理費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
						特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
10	2	1							62
	3	中学校費	100,038	0	100,038				0
		1 学校管理費	86,635	0	86,635				0
									0
	4	社会教育費	231,932	204	232,136				204
		10 図書館費	27,288	204	27,492				204
									204
13		諸支出金	3,874	40,000	43,874			40,000	0
		1 基金費	3,874	40,000	43,874			40,000	0
		4 ふるさとみらい基金費	1	40,000	40,001			40,000	0
								40,000	0
						(寄)ふるさと寄附金		40,000	

(単位：千円)

節		説 明	金額
区 分	金 額		
		・ 一般	70
		②光熱水費	△358
		・ 電気料	△130
		・ 水道料	△228
		⑥燃料費	516
		・ ⑥燃料費	516
		18備品購入費	372
		②一般備品	372
		・ ②一般備品	372
		20境小学校費	62
		11需用費	0
		②光熱水費	△400
		・ 電気料	△250
		・ 水道料	△150
		⑥燃料費	400
		・ ⑥燃料費	400
		18備品購入費	62
		②一般備品	62
		・ ②一般備品	62
11 需用費	△70	10富士見中学校	0
		11需用費	△70
		②光熱水費	△270
		・ 電気料	△350
		・ 水道料	80
		⑥燃料費	200
		・ ⑥燃料費	200
		14使用料及び賃借料	70
		①使用料等	70
		・ 下水道	70
7 賃金	204	05図書館管理運営費	204
		07賃金	204
		①臨時職員	204
		・ 臨時職員	204
25 積立金	40,000	05ふるさとみらい基金積立金	40,000
		25積立金	40,000
		①積立金	40,000
		・ ふるさとみらい基金	40,000

(款) 教育費 (項) 小学校費～ (款) 諸支出金 (項) 基金費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
歳 出 合 計	7,269,929	96,541	7,366,470	11,960	23,600	45,918	15,063

議案第14号

平成29年度 富士見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

平成29年度 富士見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,786 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1,764,147 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年 3月 1日 提出 富士見町長 名 取 重 治

平成30年 月 日 議決 富士見町議会議長 五 味 平 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
10 繰越金	1 繰越金
歳入合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
225,759	8,786	234,545
225,759	8,786	234,545
1,755,361	8,786	1,764,147

歳 出

款	項
10 諸支出金	1 償還金及び還付加算金
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
7,111	8,786	15,897
7,111	8,786	15,897
1,755,361	8,786	1,764,147

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
10 繰越金	225,759	8,786	234,545
歳入合計	1,755,361	8,786	1,764,147

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
10 諸支出金	7,111	8,786	15,897
歳 出 合 計	1,755,361	8,786	1,764,147

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
			8,786
			8,786

2 歳 入

(款) 10 繰越金

(項) 1 繰越金

(目) 1 繰越金

款 項 目	補正前の額	補正額	計
10 繰越金	225,759	8,786	234,545
1 繰越金	225,759	8,786	234,545
1 繰越金	225,759	8,786	234,545
歳 入 合 計	1,755,361	8,786	1,764,147

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	繰越金	8,786	前年度繰越金 8,786

(款) 繰越金 (項) 繰越金

3 歳 出

(款) 10 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

(目) 3 償還金

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
10 諸支出金	7,111	8,786	15,897				8,786
1 償還金及び還付加算金	7,111	8,786	15,897				8,786
3 償還金	0	8,786	8,786				8,786
							8,786
歳 出 合 計	1,755,361	8,786	1,764,147				8,786

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
23 償還金、利子及び割引料	8,786	10前年度精算返還金 8,786 23償還金、利子及び割引料 8,786 ①償還金、利子及び割引料 8,786 ・療養給付費国庫負担金過年度分 8,728 ・特定健診等負担金過年度精算返還金 58

(款) 諸支出金 (項) 償還金及び還付加算金

議案第15号

平成29年度 富士見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

平成29年度 富士見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 274 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 182,156 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年 3月 1日 提出 富士見町長 名 取 重 治

平成30年 月 日 議決 富士見町議会議長 五 味 平 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
4 繰入金	1 一般会計繰入金
歳入合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
46,207	274	46,481
46,207	274	46,481
181,882	274	182,156

歳 出

款	項
2 後期高齢者医療広域連合納付金	1 後期高齢者医療広域連合納付金
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
177,396	274	177,670
177,396	274	177,670
181,882	274	182,156

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 繰入金	46,207	274	46,481
歳入合計	181,882	274	182,156

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金	177,396	274	177,670
歳 出 合 計	181,882	274	182,156

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
		274	0
		274	0

2 歳 入

(款) 4 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(目) 2 保険基盤安定繰入金

款 項 目	補正前の額	補正額	計
4 繰入金	46,207	274	46,481
1 一般会計繰入金	46,207	274	46,481
2 保険基盤安定繰入金	42,286	274	42,560
歳 入 合 計	181,882	274	182,156

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 保険基盤安定繰入金	274	保険基盤安定繰入金 274

(款) 繰入金 (項) 一般会計繰入金

3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

(目) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 後期高齢者医療広域連合納付金	177,396	274	177,670			274	0
1 後期高齢者医療広域連合納付金	177,396	274	177,670			274	0
1 後期高齢者医療広域連合納付金	177,396	274	177,670			274	0
						274	0
				(繰)保険基盤安定繰入金			274
歳 出 合 計	181,882	274	182,156			274	0

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
19 負担金補助及び交付金	274	10広域連合納付金 274 19負担金補助及び交付金 274 ①負担金 274 ・後期高齢者医療広域連合 274

(款) 後期高齢者医療広域連合納付金 (項) 後期高齢者医療広域連合納付金

議案第16号

平成29年度 富士見町観光施設貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成29年度 富士見町観光施設貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,195 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 151,125 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年 3月 1日 提出 富士見町長 名 取 重 治

平成30年 月 日 議決 富士見町議会議長 五 味 平 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
3 繰越金	1 繰越金
歳入合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,500	5,195	7,695
2,500	5,195	7,695
145,930	5,195	151,125

歲 出

款	項
3 基金費	1 基金費
歲 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
20,002	5,195	25,197
20,002	5,195	25,197
145,930	5,195	151,125

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰越金	2,500	5,195	7,695
歳入合計	145,930	5,195	151,125

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
3 基金費	20,002	5,195	25,197
歳 出 合 計	145,930	5,195	151,125

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
			5,195
			5,195

2 歳 入

(款) 3 繰越金

(項) 1 繰越金

(目) 1 繰越金

款 項 目	補正前の額	補正額	計
3 繰越金	2,500	5,195	7,695
1 繰越金	2,500	5,195	7,695
1 繰越金	2,500	5,195	7,695
歳 入 合 計	145,930	5,195	151,125

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	5,195	前年度繰越金 5,195

(款) 繰越金 (項) 繰越金

3 歳 出

(款) 3 基金費

(項) 1 基金費

(目) 1 財政調整基金費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 基金費	20,002	5,195	25,197				5,195
1 基金費	20,002	5,195	25,197				5,195
1 財政調整基金費	20,002	5,195	25,197				5,195
							5,195
歳 出 合 計	145,930	5,195	151,125				5,195

議案第17号

平成29年度 富士見町富士見財産区特別会計補正予算（第1号）

平成29年度 富士見町富士見財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,435 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 12,478 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年 3月 1日 提出 富士見町長 名 取 重 治

平成30年 月 日 議決 富士見町議会議長 五 味 平 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
3 繰入金	
	2 基金繰入金
4 繰越金	
	1 繰越金
5 諸収入	
	2 雑入
歳入合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
9,938	△3,713	6,225
9,938	△3,713	6,225
1,000	274	1,274
1,000	274	1,274
2	4	6
1	4	5
15,913	△3,435	12,478

歲 出

款	項
1 財產費	1 財產管理費
歲 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
15,813	△3,435	12,378
15,813	△3,435	12,378
15,913	△3,435	12,478

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	9,938	△3,713	6,225
4 繰越金	1,000	274	1,274
5 諸収入	2	4	6
歳入合計	15,913	△3,435	12,478

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 財産費	15,813	△3,435	12,378
歳 出 合 計	15,913	△3,435	12,478

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
			△3,435
			△3,435

2 歳 入

(款) 3 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(目) 1 財政調整基金繰入金

款 項 目	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	9,938	△3,713	6,225
2 基金繰入金	9,938	△3,713	6,225
1 財政調整基金繰入金	9,938	△3,713	6,225
4 繰越金	1,000	274	1,274
1 繰越金	1,000	274	1,274
1 繰越金	1,000	274	1,274
5 諸収入	2	4	6
2 雑入	1	4	5
1 雑入	1	4	5
歳 入 合 計	15,913	△3,435	12,478

(単位：千円)

節		金額	説明	
区	分			
1	財政調整基金繰入金	△3,713	財政調整基金繰入金	△3,713
1	繰越金	274	前年度繰越金	274
1	雑入	4	雑入	4

(款) 繰入金 (項) 基金繰入金～ (款) 諸収入 (項) 雑入

3 歳 出

(款) 1 財産費

(項) 1 財産管理費

(目) 1 一般管理費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 財産費	15,813	△3,435	12,378				△3,435
1 財産管理費	15,813	△3,435	12,378				△3,435
1 一般管理費	8,613	△85	8,528				△85
							△85
2 区有林管理費	7,200	△3,350	3,850				△3,350
							△3,350
歳 出 合 計	15,913	△3,435	12,478				△3,435

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
9 旅費	△65	03一般経費 △85 09旅費 △65
19 負担金補助及び交付金	△20	①普通旅費 △15 ・①普通旅費 △15 ②特別旅費 △50 ・②特別旅費 △50 19負担金補助及び交付金 △20 ①負担金 △20 ・研修負担金 △20
12 役務費	△150	10森林環境保全直接支援事業 △3,350 12役務費 △150
13 委託料	△2,400	③手数料 △150 ・申請手数料 △150
16 原材料費	△50	13委託料 △2,400 ①委託料 △2,400 ・間伐 △2,400
19 負担金補助及び交付金	△750	16原材料費 △50 ①原材料費 △50 ・道路補修 △50 19負担金補助及び交付金 △750 ①負担金 △750 ・①負担金 △750

(款) 財産費 (項) 財産管理費

議案第18号

平成29年度富士見町水道事業会計補正予算(第3号)

(総則)

第1条 平成29年度富士見町水道事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入		既決予定額	補正予定額	計
第1款	水道事業収益	624,010 千円	10 千円	624,020 千円
第2項	営業外収益	145,250 千円	10 千円	145,260 千円
支 出		既決予定額	補正予定額	計
第1款	水道事業費用	564,707 千円	5,188 千円	569,895 千円
第1項	営業費用	518,191 千円	4,188 千円	522,379 千円
第2項	営業外費用	46,516 千円	1,000 千円	47,516 千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額「342,181千円」を「336,581千円」に、過年度分損益勘定留保資金「282,181千円」を「276,581千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入		既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的収入	18,944 千円	5,600 千円	24,544 千円
第1項	負担金	1,944 千円	5,600 千円	7,544 千円
支 出		既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	361,125 千円	0 千円	361,125 千円
第1項	建設改良費	167,749 千円	0 千円	167,749 千円

平成30年 3月 1日 提出 富士見町長 名取重治

平成30年 3月 日 議決 富士見町議会議長 五味平一

平成29年度富士見町水道事業会計予算実施変更計画

1. 収益の収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 水道事業収益			624,010	10	624,020
	2 営業外収益		145,250	10	145,260
		5 雑収益		1,500	10

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	
1 水道事業費用			564,707	5,188	569,895	
	1 営業費用		518,191	4,188	522,379	
		4 総係費		78,627	200	78,827
		5 減価償却費		332,873	3,988	336,861
	2 営業外費用		46,516	1,000	47,516	
2 雑支出			23,300	1,000	24,300	

2. 資本的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的収入			18,944	5,600	24,544
	1 負担金		1,944	5,600	7,544
		1 負担金		1,944	5,600

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的支出			361,125	0	361,125
	1 建設改良費		167,749	0	167,749
		3 営業設備費		25,062	0

平成29年度富士見町水道事業会計予算実施変更計画内訳書

1. 収益の収入及び支出

収 入

(款) 1. 水道事業収益 (項) 2. 営業外収益

(単位：千円)

目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
5 雑 収 益	1,500	10	1,510	2 有価証券評価益	10	有価証券評価益増 10
計	1,500	10	1,510			

支 出

(款) 1. 水道事業費用 (項) 1. 営業費用

(単位：千円)

目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4 総 係 費	78,627	200	78,827	20 委 託 料	200	委託料増 200
5 減 価 償 却 費	332,873	3,988	336,861	1 有形固定資産 減 価 償 却 費	3,988	有形固定資産減 価償却費増 3,988
計	411,500	4,188	415,688			

(款) 1. 水道事業費用 (項) 2. 営業外費用

(単位：千円)

目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 雑 支 出	23,300	1,000	24,300	2 有価証券評価損	1,000	有価証券評価損増 1,000
計	23,300	1,000	24,300			

2. 資本の収入及び支出

収 入

(款) 1. 資本の収入 (項) 1. 負担金

(単位：千円)

目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 負 担 金	1,944	5,600	7,544	1 加 入 金	4,600	加入金増 4,600
				2 工 事 負 担 金	1,000	工事負担金増 1,000
計	1,944	5,600	7,544			

支 出

(款) 1. 資本の支出 (項) 1. 建設改良費

(単位：千円)

目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 営 業 設 備 費	25,062	0	25,062	13 備 消 品 費	330	備消品費増 330
				24 工 事 請 負 費	△ 330	工事請負費減 △ 330
計	25,062	0	25,062			

平成29年度富士見町水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書
(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

(単位：千円)

項	目	金額
I	営業活動によるキャッシュ・フロー	
	当期純利益	49,131
	受取利息及び受取配当金	△ 3,945
	営業外雑収益	△ 1,510
	一般会計補助金	△ 7,680
	長期前受金戻入	△ 131,725
	支払利息	23,216
	営業外雑支出	2,204
	減価償却費	336,861
	その他損益勘定留保資金	15,000
	未収金の減少(増加△)	1,751
	前払金・前払費用の減少(増加△)	0
	貯蔵品の減少(増加△)	0
	その他流動資産の減少(増加△)	0
	引当金の増加(減少△)	257
	その他固定負債の増加(減少△)	0
	未払金・未払費用の増加(減少△)	1,970
	前受金の増加(減少△)	0
	その他流動負債の増加(減少△)	0
	小計	285,530
	利息及び配当金の受取額	3,801
	営業外雑収益	1,510
	一般会計補助金	7,680
	利息の支払額	△ 23,216
	営業外雑支出	△ 2,204
	営業外活動に係る未収金の減少	37
	営業外活動に係る未払金・未払費用の増加	1,109
	営業活動によるキャッシュ・フロー	274,247
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有価証券の取得による支出	△ 10
	有価証券の売却による収入	99,686
	有形固定資産の売却による収入	0
	国庫補助金等の収入	6,986
	建設改良費	△ 156,058
	建設改良に係る未収金の減少	1,080
	建設改良に係る未払金・未払費用の増加	△ 35,813
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 84,129
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	企業債による収入	0
	企業債の返済による支出	△ 93,376
	長期貸付金返還金による収入	17,000
	長期貸付金による支出	△ 100,000
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 176,376
IV	現金及び現金同等物の増加(△減少)額	13,742
V	現金及び現金同等物の期首残高	1,695,106
VI	現金及び現金同等物の期末残高	1,708,848

議案第19号

平成29年度富士見町下水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 平成29年度富士見町下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入		既決予定額	補正予定額	計
第1款	下水道事業収益	1,252,626 千円	2,322 千円	1,254,948 千円
第2項	営業外収益	703,236 千円	△ 214 千円	703,022 千円
第3項	特別利益	0 千円	2,536 千円	2,536 千円

支 出		既決予定額	補正予定額	計
第1款	下水道事業費用	1,021,543 千円	8,300 千円	1,029,843 千円
第1項	営業費用	832,143 千円	3,300 千円	835,443 千円
第2項	営業外費用	189,400 千円	5,000 千円	194,400 千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出		既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	698,454 千円	0 千円	698,454 千円
第1項	建設改良費	35,079 千円	0 千円	35,079 千円

平成30年 3月 1日 提出 富士見町長 名取重治

平成30年 3月 日 議決 富士見町議会議長 五味平一

平成29年度富士見町下水道事業会計予算実施変更計画

1. 収益の収入及び支出

収 入 (単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道事業収益			1,252,626	2,322	1,254,948
	2 営業外収益		703,236	△ 214	703,022
		3 長期前受金戻入	192,736	△ 214	192,522
	3 特別利益		0	2,536	2,536
1 過年度収益修正益		0	2,536	2,536	

支 出 (単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道事業費用			1,021,543	8,300	1,029,843
	1 営業費用		832,143	3,300	835,443
		1 管渠費	38,571	1,000	39,571
		2 処理場費	128,489	△ 1,000	127,489
		3 流域下水道維持管理負担金	99,160	3,300	102,460
	2 営業外費用		189,400	5,000	194,400
3 雑支出		22,500	5,000	27,500	

2. 資本の収入及び支出

支 出 (単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的支出			698,454	0	698,454
	1 建設改良費		35,079	0	35,079
		2 公共下水道建設費	28,821	0	28,821

平成29年度富士見町下水道事業会計予算実施変更計画内訳書

1. 収益の収入及び支出

(款) 1. 下水道事業収益 (項) 2. 営業外収益 (単位: 千円)

目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
				区分	金額	
3 長期前受金戻入	192,736	△ 214	192,522	1 長期前受金戻入	△ 214	長期前受金戻入減 △ 214
計	192,736	△ 214	192,522			

(款) 1. 下水道事業収益 (項) 3. 特別利益 (単位: 千円)

目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
				区分	金額	
1 過年度損益修正益	0	2,536	2,536	1 過年度損益修正益	2,536	過年度損益修正益増 2,536
計	0	2,536	2,536			

支 出

(款) 1. 下水道事業費用 (項) 1. 営業費用 (単位: 千円)

目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
				区分	金額	
1 管 渠 費	38,571	1,000	39,571	25 修 繕 費	1,000	修繕費増 1,000
2 処 理 場 費	128,489	△ 1,000	127,489	20 委 託 料	△ 1,000	委託料減 △ 1,000
3 流域下水道維持管理負担金	99,160	3,300	102,460	36 負 担 金	3,300	負担金増 3,300
計	266,220	3,300	269,520			

(款) 1. 下水道事業収益 (項) 2. 営業外費用 (単位: 千円)

目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
				区分	金額	
3 雑 支 出	22,500	5,000	27,500	5 その他雑支出	5,000	消費税増 5,000
計	22,500	5,000	27,500			

2. 資本的収入及び支出

支 出

(款) 1. 資本的支出 (項) 1. 建設改良費 (単位: 千円)

目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
				区分	金額	
2 公共下水道建設費	28,821	0	28,821	20 委託料	△ 87	委託料減 △ 87
				24 工事請負費	87	工事請負費増 87
計	28,821	0	28,821			

平成29年度富士見町下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

(単位：千円)

項	目	金額
I	営業活動によるキャッシュ・フロー	
	当期純利益	231,685
	受取利息及び受取配当金	△ 300
	営業外雑収益	△ 200
	一般会計補助金	△ 510,000
	長期前受金戻入	△ 192,522
	支払利息	166,800
	営業外雑支出	463
	減価償却費	521,463
	過年度損益修正益(損△)	0
	その他損益勘定留保資金	10,000
	未収金の減少(増加△)	6,528
	前払金・前払費用の減少(増加△)	0
	貯蔵品の減少(増加△)	0
	その他流動資産の減少(増加△)	0
	引当金の増加(減少△)	1
	その他固定負債の増加(減少△)	0
	未払金・未払費用の増加(減少△)	△ 10,699
	前受金の増加(減少△)	0
	その他流動負債の増加(減少△)	0
	小計	223,219
	利息及び配当金の受取額	300
	営業外雑収益	200
	一般会計補助金	510,000
	過年度損益修正益(損△)	0
	利息の支払額	△ 166,800
	営業外雑支出	△ 463
	営業外活動に係る未収金の減少	0
	営業外活動に係る未払金・未払費用の増加	3,788
	営業活動によるキャッシュ・フロー	570,244
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有価証券の取得による支出	0
	有価証券の売却による収入	0
	国庫補助金等の収入	9,400
	建設改良費	△ 41,863
	建設改良に係る未収金の減少	△ 303
	建設改良に係る未払金・未払費用の増加	11,878
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 20,888
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	企業債による収入	0
	企業債の返済による支出	△ 646,374
	長期借入金による収入	100,000
	長期借入金返済による支出	△ 17,000
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 563,374
IV	現金及び現金同等物の増加(△減少)額	△ 14,018
V	現金及び現金同等物の期首残高	427,634
VI	現金及び現金同等物の期末残高	413,616